

I 人権教育の基本方針

人権教育を通じて、解決をめざすべき個人人権課題への理解を深め、人権尊重の精神を涵養し、体得することができるようにし、学校の教育活動全体を通じて普遍的な人権尊重の理念を養う。

II 人権教育の目標

1 「徳島県人権教育推進方針」に則り、学校教育活動全体を通じ人権教育を推進する。

- (1) 同和問題を人権問題の重要な柱として捉え、同和問題を解決するための学習を推進する。
- (2) 人権問題を自己にかかわる問題として正しく認識させ、その解決に取り組む態度を培う。

2 生徒と教職員の人間的なふれあいを密にし、信頼感に満ちた学校生活を実現することを人権問題解決の基盤とする。

- (1) 生徒の悩みや問題点を把握し、その解決に努め、進路指導の充実を図る。
- (2) 人権問題を生徒一人一人が自分の生活課題として捉え、仲間とともに学び実践することのできる力をつける。
- (3) 生命を大切にし、自他の人格を尊重し、他人の気持ちが理解でき思いやる心を育成するなど、心豊かな人間性を育成する。

3 教職員が人権及び人権問題に関する深い理解と認識をもつ。

- (1) 教職員が、日常における人権上の問題点を見抜き人権問題を自らの問題と捉え、人権教育にかかわる研修を充実し、組織的指導ができるようにする。
- (2) 人権問題解決に積極的に取り組む生徒を育てる教育内容を創造し、共通理解に基づいた指導を行う。

4 家庭や地域社会との連携を密にし、積極的な人権啓発活動を推進する。

- (1) 家庭との連携を密にし、生徒の自立的思考や行動を促し、人間関係・仲間づくりを支援する。

III 人権教育年次目標

1 第1年次

- (1) 人権問題に対する理解と認識を深める。
- (2) 現代社会における差別の実態とその問題点を認識する。
- (3) 「身元調査お断り」ワッペン運動の趣旨を理解する。

2 第2年次

- (1) 人権問題解決に向けて、自分たちがなすべきことは何かを考える。
- (2) 学校で学んだことを家庭や地域で実践できるようにする。
- (3) 人権問題を自分の問題として捉え、普段の生活に生かす。

3 第3年次

- (1) 人権問題を解決する意欲と実践力を養う。
- (2) 人権問題解決への役割を認識し、社会人としての態度を身につけ、態度化・行動化につなげる。
- (3) 「身元調査お断り」ワッペン運動(本人通知制度の登録)を地域社会での実践へと結びつける。